

交通安全かわら版

令和 3 年 7 月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 29

～ 夏の交通事故防止県民運動の実施 ～

夏の交通事故防止県民運動

期 間 令和3年7月20日(火)～7月31日(土)

スローガン あぶないよ 画面見ないで 前を見て

運動の重点 (1) 歩行者(特に子供と高齢者)の保護

- 横断歩道は歩行者優先、横断歩道の手前では減速し、歩行者がいる場合は停止して道をゆずるなど、歩行者の保護を意識した運転をしましょう。
- 子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断などに備え、十分にスピードを落としたり、安全な間隔をあけるなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 夕方はライトを早めに点灯し、先行車や対向車がないときは、ライト上向きで走行しましょう。
- 歩行者が道路を横断するときは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



運動の重点 (2) 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- 飲酒運転、スピードの出し過ぎ、信号無視などの危険運転は重大事故に直結します。
交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。
- 疲労が蓄積した状態での運転は、注意力散漫を招き、事故の危険性が高まります。
ハンドルを握ったら運転に集中し、適宜休憩をとりましょう。



運動の重点 (3) 自転車の安全利用の推進

- 「**自転車安全利用五則**」を守りましょう。
- 自転車運転中、スマートフォンなどを手に持って使用(通話、操作、画面注視)は禁止です。また傘差し運転は片手ハンドルになり、バランスを崩したりするなどの危険性があるため、やめましょう。
※5万円以下の罰金(茨城県道路交通法施行細則)
- 令和2年中、茨城県内の自転車事故では、約9割が出会い頭衝突や右左折時の衝突でした。



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

- 自転車で道路横断や、右左折、進路変更するときは、必ず前後左右の安全を確かめましょう。
- 相手にケガをさせた場合などに備え、自転車保険に加入しましょう。

夏は暑さに加え行楽などの疲労が原因となる交通事故や、飲酒運転や無謀運転による交通事故の発生が懸念されます。

県民の皆さん一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故防止につながります。

交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。